

## 阿賀野市告示第125号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、健診負担金収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月27日

阿賀野市長 加藤博幸

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
一般財団法人 下越総合健康開発センター  
新潟県新発田市本町4丁目16番83号
- 2 委託する事務の範囲  
健診負担金の収納
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和8年4月23日
- 4 事務を委託した日  
令和8年4月27日
- 5 委託期間  
令和8年4月27日から令和8年12月28日まで